

## 埼玉県新三郷浄水場工事請負等業者選定委員会設置要綱

平成23年6月10日	場長決裁
平成24年4月1日	場長決裁
平成26年3月25日	場長決裁
平成28年3月31日	場長決裁
令和6年11月1日	場長決裁
令和7年7月1日	場長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県新三郷浄水場が施工する建設工事の請負並びに委託（以下「建設工事等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 建設工事等の入札・契約事務の適正な執行のため、埼玉県新三郷浄水場に埼玉県新三郷浄水場工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は、別表1のとおりとする。

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格
- (2) 指名競争入札に係る指名業者の選定
- (3) 低入札価格調査に係る調査結果
- (4) 随意契約の業者選定、随意契約の理由の審査（埼玉県企業局財務規程第137条の2に定める額を超えて随意契約するものに限る。）
- (5) その他必要な事項

3 委員会は、前項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

### (組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 場長

副委員長 副場長

委員 部長、担当部長

### (運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち提案事案を所管する者がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (決定)

第7条 第3条第2項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、埼玉県新三郷浄水場長が決定

する。

(秘密の保持等)

第8条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札（見積合わせ）終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、総務部において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、情報提供が可能となった日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2項に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 予定価格が400万円を超える建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務部に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

2 埼玉県新三郷浄水場工事請負等指名業者選定要綱は、平成23年6月9日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。